

消費者新時代、消費者が主役

5月は、消費者月間です

☎消費生活センター (☎823-3928)

■消費生活相談の内容

平成20年度、土浦市消費生活センターに寄せられた相談は1127件、前年に比べ約14%の減少となりました。

内容で最も多かったのは、今年も架空請求・不当請求の相談でした。身に覚えのない請求のはがきやメールが届いたという相談や、携帯電話やパソコンなどでクリックしただけで登録されたことになり、不当な請求を受けたという相談が寄せられました。

2番目は、借金の相談で、借金を返すためにまた借金を繰り返す多重債務の問題や、法定金利を超える金利を支払っていたが払い過ぎた金利分を取り戻したい、という相談も多くなっています。

そのほかには、住宅関連の相談も相変わらず多く、賃貸アパートの退去時に敷金が戻ってこないばかりか、高額な修繕費を請求されたというものや、高額なリフォーム工事のトラブルなどの相談が多く寄せられました。

年代別に見ると、高齢者では、定期預金のようなものといわれ投資信託の契約をしたが、元本保証ではなかったという相談や、高い配当が出るなどと誘われ高額な出資をしたが、配当が出ないばかりか元

本さえも返ってこない、業者と連絡がとれないという詐欺まがいの利殖商法の相談や健康講座に通ううちに高額な健康食品を購入してしまったなどの相談が寄せられました。商品やサービスの内容をよく理解しないまま、



業者のセールストークを鵜呑みにして契約をしてしまうケースが非常に多くなっています。

また、若者では、ブランド品をネットオークションで落札したが、品物が届かない、偽物だったという相談が多くなっています。今までトラブルに遭わなかったからといって、高額な商品を何の抵抗もなく前払いしてトラブルに遭うケースが増えています。

さらに、人の情につけこみお金を騙し取る振り込め詐欺の被害が全国的に深刻な社会問題になっています。

振り込め詐欺を含め悪質商法は常に巧妙になって、色々な手段で私たちの生活の中に入り込んできますので、私たちが日頃から、アンテナを高く立て、色々な情報をキャッチして悪質商法に備えましょう。



悪質商法の被害に遭わないためには

- ①「タダより高いものはない」と心得よ
- ②「簡単に玄関に入れない」、「家に上げない」
- ③「相手の身なりや態度に惑わされない」
- ④「預貯金などの通帳や金額を教えない」
- ⑤「その場で契約しない。頭を冷やしてよく考えてから」
- ⑥「一人で悩まずに、誰かに相談を」
- ⑦「日頃から、悪質商法についての情報に関心を持つ」

以上のことを心掛けましょう。

平成20度の相談件数

	商品・役務名	件数	内 容
1	架空請求・不当請求	205	はがき、メール、電話などで架空請求、不当請求
2	フリーローン・サラ金	186	多重債務など
3	住宅関連	74	集合住宅、戸建住宅など
4	食料品	41	食品の賞味期限、安全性、成分など
5	電報・電話	32	携帯電話、固定電話の契約、料金など
6	他の教養・娯楽	23	海外宝くじのダイレクトメールなど
7	預貯金・証券等	22	未公開株、投資信託など
8	自動車	21	新車、中古車の購入など
9	健康食品	18	高額な健康食品の購入など
10	他の保険・福祉	15	募金を募るダイレクトメールなど
10	書籍・印刷物	15	新聞、紳士録など
	そのほか	475	
	合 計	1127	

消費生活相談件数の推移

